

# 令和8年度 介護保険施設等集団指導

宮城県保健福祉部



# 業務管理体制の整備について

# 「業務管理体制の整備」について

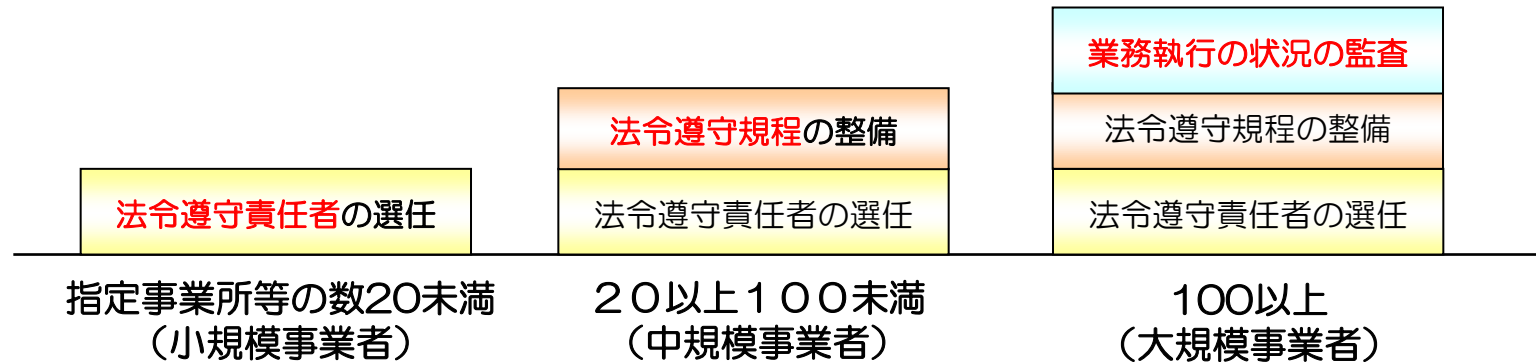
## <趣旨>

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、法令遵守責任者の選任、法令遵守規程の整備、業務執行状況の監査の定期的な実施を義務付けるもの。

事業者は、所定の業務管理体制を整備し、遅滞なく、県の担当部署へ届け出なくてはならない。

## 課される義務について

※介護保険法上、指定（許可）事業所等の数によって課される義務が区分されている。



# 「業務管理体制の整備」に係る留意事項

## 「法令遵守責任者」（全事業者対象）

- 何らかの資格等を求めるものではないが、介護保険法等に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。法務部門を設置していない事業者の場合は、事業者内部の法令遵守を確保できる者を選任すること。
- 代表者自身が法令遵守責任者となってもよい。

## 「法令遵守規程」（中・大規模事業者対象）

- 事業者の従業員に法令遵守を確保させるための内容を盛り込む必要がある。
- ※日常の業務運営に当たり、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの等、事業者の実態に即したものでよい。

## 「業務執行の状況の監査」（大規模事業者対象）

- 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に医療法、社会福祉法、特定非営利活動促進法、会社法等の規定に基づき、法令遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合は、その監査をもって当てることができる。
- 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でもよい。
- 必ずしも年1回実施しなければならないものではないが、事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。

# 「業務管理体制の整備」の届出について

事業者は、所定の業務管理体制を整備し、遅滞なく、県の担当部署へ届け出なくてはならない。

ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

初めて本システムを利用される事業者の方へ：  
新規に届出を行う場合は[こちら](#)  
既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)  
パスワードを忘れた方は[こちら](#)

【事業者の方へのお知らせ】	
①	運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。 電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
②	お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。 ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。
③	操作方法については操作マニュアルをご確認ください。 操作マニュアルのダウンロードは <a href="#">こちら</a>
④	業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、 変更内容がない場合、届出は不要ですのでご確認ください。
⑤	なお、届出内容または届出先に変更がある場合には、本システムにログイン後、 メニューの届出事項変更または届出先区分変更から届出を行ってください。
⑥	本システムに関する連絡先・質問票・よくあるQ&Aは <a href="#">こちら</a>

○行政手続きの簡素化・効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」)が構築されました。

○業務管理体制の整備に関する届出システムURL:

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

※左記ログイン画面より、最新の操作マニュアルや、よくある質問・回答を確認できます。

○届出システムの利用方法等については、操作マニュアル及び県HPを御確認ください。

県HPのURL:

[「業務管理体制の整備」の届出 - 宮城県公式ウェブサイト](#)

# 「業務管理体制の整備」の届出について

○従来どおり、下記の届出様式に記入の上、郵送等による届出も可能です。

## 業務管理体制整備に係る届出様式

第1号様式（第2条・第4条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項  
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 名 称  
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

1	届出の内容			
	(1)法第115条の32第2項関係(整備)			
	(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)			
	フリガナ			
	名 称			
	2	住 所	(郵便番号 - )	
		(主たる事務所の所在地)	都道 郡 市	府 県 区
			(ビルの名称等)	
	業 者	連 絡 先	電話番号	FAX番号
		法人の種別		
代表者の職名・氏名・生年月日		職 名	フリガナ 氏 名 生年月日	
代表者の住所		(郵便番号 - )		
	都道 郡 市	府 県 区		
	(ビルの名称等)			
3	事業所名称等及び所在地	事業所名称	所在地	
		計 画 所		
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日	
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	
5	区分変更届行政機関名称、担当部(局)課			
	事業者(法人)番号	<input type="text"/>		
	区分変更の理由			
	区分変更日	年 月 日		

(日本工業規格A列4番)

第2号様式（第3条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく  
業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 名 称  
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変 更 が あ っ た 事 項	
1、法人の種別、名称(フリガナ)	2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4、代表者の住所、職名
5、事業所名称等及び所在地	
6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	
7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8、業務執行の状況の監査の方法の概要	
変 更 の 内 容	
(変更前)	
(変更後)	

(日本工業規格A列4番)

# 「業務管理体制の整備」の届出の留意事項について

業務管理体制整備に係る届出様式は、届出が必要となる事由で提出する届出様式が定まっている。各届出様式の記載要領等については県HPで確認すること。

◇宮城県HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/100401gyoumukanri-yousiki.html>

届出が必要となる事由	届出様式等	届出先
業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (新規の届出)	第1号様式	関係行政機関
事業所等の指定等による事業展開地域が変更し 届出先区分の変更が生じた場合		区分変更前の関係行政機関と 区分変更後の関係行政機関
届出事項に変更があった場合	第2号様式	関係行政機関

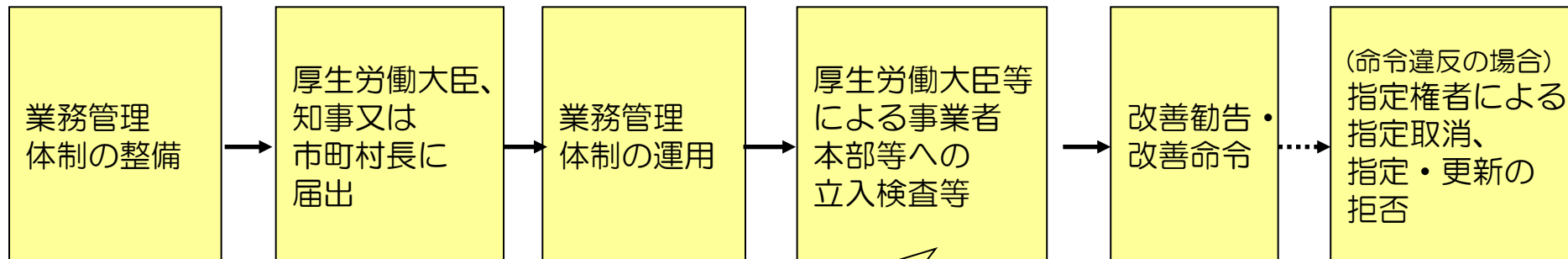
区 分	届出先
① 事業所が3以上の地方厚生局の区域に所在	国
② 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在	指定都市の長
③ 地域密着型サービスのみを行う事業者であって、 事業所が同一市町村内にのみ所在	市町村長
④ 事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、 2以下の地方厚生局の管轄区域に所在	事業者の主たる事務所が 所在する都道府県
⑤ ①～④以外の事業者	県

注意:平成30年3月31日に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定有効期間が終了しました。介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定がなくなり、**地域密着型サービスのみで、事業所が1つの市町村の区域の指定となった事業者は届出先区分の変更となります。**届出先区分の変更となる場合は、**県と市町村**へ第1号様式を届け出てください。

# 事業者の本部等に対する立入検査権等について

業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、平成21年5月の介護保険法の改正により、県知事等に事業者に対する報告徴収や事業者の本部、関係事業所等への立入検査権が創設された。

(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



## 【検査の視点】

- 業務管理体制の整備及び取組状況
- 組織的な不正行為の有無 等

※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接な連携の下に行うこととされている。

## 検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為を未然に防止すること。
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ること。
- ※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

## 検査の種類

- 一般検査と特別検査がある。(詳細は後述)

## 検査の方針

- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認すること。
- 事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り、法令等遵守に取り組むよう意識付けること。
- 問題点が確認された場合、必要に応じて公正かつ適切な措置をとること。

## 一般検査

届出事項にかかる業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

(注) ②、③については該当する事業者

## 特別検査

- ・指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合
- ・効力停止処分の事案、利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合

に実施

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 各種事案への組織的関与の有無を検証